

ワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会広報宣伝業務仕様書

1 委託業務名

ワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会広報宣伝業務

2 委託業務の目的

令和9年5月14日（金）から5月30日（日）に鳥取県を含む関西一円で開催する「ワールドマスタースゲームズ2027関西（以下「WMG」という。）」の成功に向け、広報キャラバン隊を組織し、県内各地でのPR活動を通して開催機運の醸成を図り、WMGの認知度向上及び県民の期待感を高め、県内大会開催に向け機運醸成を推進することを目的とする。

ついては、より効果的な広報活動を実施するため、同種の業務の実績があり、豊富な情報と優れた専門知識等を有する者と広報宣伝業務委託契約を締結する。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

（1）キャラバン隊の組織について

実施に当たって、次のとおり担当者を配置するものとする。

ア 総合責任者（1人）

本事業全般に係る進行計画の策定及びワールドマスタースゲームズ2027関西鳥取県実行委員会（以下「実行委員会」という。）との事務打合せ、スタッフの募集・管理、各業務の進行管理を行う。

イ スタッフ（4名以上）

PR業務を実施する。参加イベント等につき原則4人以上で次のとおりチームを編成した上で、業務を実施すること。

（ア）現場総括要員 1名

（イ）着ぐるみ要員 1名

（ウ）グッズ配布、記録及び着ぐるみ補助要員 2名以上

（2）活動実施計画書、活動日報及び例月活動報告書の作成について

ア 活動実施計画書（任意様式）については、毎月末までに翌月の分を作成し、実行委員会へ提出すること。また、活動実施計画書提出後に実施場所や日時等の内容変更が生じた場合は、実行委員会へ連絡すること。

なお、参加するイベント等は原則として受託者が情報収集の上、候補を選定し、実行委員会と協議して決めるものとする。業務には、イベント等主催者との調整を含むこととする。

イ 例月活動報告書（任意様式）については、月ごとの活動内容（活動実施場所毎に、日時、場所、参加者数、配布物数、実施内容を記載し、写真も添付すること）を、翌月10日までに電子データ（メール可）で実行委員会へ提出すること。

ウ 活動日報（別紙様式）については、PR活動の様子をホームページ等へ掲載するための写真等を含めた更新原稿として、活動実施日の翌日から起算して2日以内（土日祝日を除く。）に電子メールにより

実行委員会に提出すること。

(3) 移動車両について

受託者は、移動に使用するため、車両を準備し、スタッフの移動や着ぐるみ等の必要な資材の運搬について責任を持って行うこととする。

(4) 服飾について

活動に必要な服飾（ポロシャツ等）については、WMG関係スポンサーとの調整が発生することから委託者と協議すること。

(5) イベント会場等でのPR活動の実施について

ア 大会節目イベントや県内のイベント会場、地域行事、マスメディア等におけるPR活動や広報啓発物の配布

イ 活動開始日は、令和8年1月中旬（予定）とする。活動開始にあたっては、キャラバン隊のお披露目及び大会PRを兼ねた結成イベントを受託者が主体となって企画・運営を行うこと。なお、イベント内容については実行委員会と協議の上決定すること。

ウ 大会マスコットキャラクター「スフラ」の着ぐるみ1体、のぼり旗（ポール、スタンド含む）、ポスター及びチラシ等の印刷物については、実行委員会から提供することとし、その他、実行委員会が製作する啓発グッズ等についても提供することがある。

エ 県民へのPRのほか、各種メディアに取り上げられるような働きかけを積極的に行うこと。

オ その他、独自の提案に基づき効果的なPRを行うこと。

(6) 必要資機材の確保について

各種PR活動に必要な資機材については、全て受託者で準備すること。

(7) 各種イベントにおけるスタッフ業務

実行委員会が指示するイベント等において、スタッフとして従事するなど、運営における各種支援を実施すること。

5 業務の実施方法業

(1) 受託者は、業務開始前のほか、業務着手後から業務完了まで原則として毎月1回以上、実行委員会と業務打合せを行うこと。

(2) 受託者は、各業務において実施場所を所管する者と業務実施に係る調整等を行うこと。

(3) 受託者は、業務の遂行にあたっては委託者と緊密に連携をとり、円滑な業務の実施に務めること。

6 実施体制等

(1) 業務の実施場所

実施場所は原則鳥取県内各地とし、実施地域の偏りがないよう県内全域で実施すること。なお、業務実施に必要な移動・宿泊・施設使用等に係る一切の経費は、委託料に含む。

(2) 実施期間及びPR活動実施回数

ア 実施期間

令和8年1月（予定）以降から令和8年3月31日まで

イ PR活動実施回数

1月あたり1回以上程度とし、委託期間中3回以上PR活動を行う。

ウ 活動時間

1回あたり活動時間は原則120分程度とする。ただし、イベント会場等でブース設営を伴う場合は、その限りではない。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の再委託

受託者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、実行委員会の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、本事業終了後も同様とする。

(4) 経理

本事業に係る経理状況を、明確にしておくとともに、実行委員会の求めに応じて説明すること。

8 事業終了後の提出書類

(1) 委託業務完了届（任意様式）

(2) 事業活動報告書（任意様式）：紙媒体2部、電子データ1式

(3) PR活動の様子がわかる写真データ等を収録したCD-R：1式

9 その他

(1) 製作した作品等の著作権及び使用権は全て実行委員会に帰属する。また、実行委員会及び実行委員会の指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないこととする。

(2) 本仕様書について疑義のあるとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度実行委員会と協議を行い、その指示に従うこと。

活 動 日 報

活 動 日 時	
活 動 場 所	
参 加 イ ベ ン ト 名 等	
活 動 記 事	
※HPへの掲載文となります。併せて、活動内容、イベント参加人数、記事内容がわかる画像を提出してください。	

(別記)

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面又は電磁的記録で承諾した場合には、この限りでない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(研修実施時における報告)

第8条の2 乙は、その従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に当該従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について甲が指定する方法で報告しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により再委託先がある場合には、乙は、再委託先から、前項の報告を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先から受けた報告について甲に報告しなければならない。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注1) 甲は鳥取県実行委員会、乙は受注者（受託者）をいう。

(注2) 業務の実態に即して適宜必要な条項を追加し、又は不要な条項は省略して差し支えない。